

(様式8)

## 応援協定書

法人甲（以下「応援元」という。）と法人乙（以下「応援先」という。）は、応援先の施設等において感染症が発生し、支援を行う職員に不足が生じたこと等に鑑み、職員の応援について次のとおり協定を締結する。

### （職員の応援）

第1条 応援元は、別表に掲げる職員（以下「応援職員」という。）を応援先に送り出す。

2 前項の規定により応援は、応援元からの出張扱いとする。

### （応援業務）

第2条 応援元は、応援職員を別表に掲げる業務（以下「応援業務」という。）に従事させる。

2 応援元は、応援業務の実施に際し、応援職員を指揮監督する。

3 応援先は、応援業務の実施に際し、応援元及び応援職員に助言を行う。

### （業務に従事する場所）

第3条 応援職員を応援業務に従事させる施設等（以下「応援施設」という。）は、次の表のとおりとする。

|      |  |
|------|--|
| 応援施設 |  |
| 所在地  |  |
| 電話番号 |  |

2 各応援職員が応援業務に従事する場所は、別表のとおりとする。

### （責任者）

第4条 応援業務に係る応援元及び応援先の責任者は、次の表に掲げる施設等の管理者をもって充てる。

|     | 施設等名    | 職名 | 氏名 | 電話番号 |
|-----|---------|----|----|------|
| 応援元 |         |    |    |      |
| 応援先 | 応援施設と同じ |    |    |      |

2 応援元及び応援先の責任者は、応援職員が適正に応援業務に従事するための措置を講じなければならない。

3 応援元及び応援先の責任者は、応援職員から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

### （応援期間）

第5条 応援職員を応援する期間（以下「応援期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(休日)

第6条 応援職員の休日は、別表のとおりとする。

- 2 応援元は、応援職員に休日勤務(休日において応援職員が応援業務に従事することをいう。以下同じ。)をさせないものとする。ただし、応援先が応援元に休日勤務を求めた場合であって、応援元が必要と認めるときは、当該応援職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができる。
- 3 応援先は、応援職員に休日勤務を求めてはならない。

(勤務時間等)

第7条 応援元が応援職員を応援業務に従事させる時間(以下「勤務時間」という。)及び休憩時間は、別表のとおりとする。

- 2 応援元は、応援職員に時間外勤務(勤務時間以外の時間又は休憩時間に応援職員が応援業務に従事することをいう。以下同じ。)をさせないものとする。ただし、応援先が応援元に時間外勤務を求めた場合であって、応援元が必要と認めるときは、当該応援職員が同意する場合に限り、時間外勤務をさせることができる。
- 3 応援先は、応援職員に時間外勤務を求めてはならない。

(給与)

第8条 応援期間における応援職員の給料及び手当(休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に応援業務に従事した場合の手当を含む。)は、応援元が負担する。

(交通費・宿泊費)

第9条 応援職員が応援業務に従事するに当たり、その住居から応援施設への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費は、応援先が負担する。

- 2 前項の場合において、応援職員は、当該交通費及び当該宿泊費の受領に関する権限を第三者に委任することができる。

(社会保険等)

第10条 応援職員に係る健康保険及び厚生年金保険は、応援元において加入する。

- 2 応援職員に係る労災保険及び雇用保険は、応援元において加入する。

(感染の防止)

第11条 応援先は、応援職員の感染症への感染を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

(雇用申入れの禁止)

第12条 応援先は、応援期間中において、応援職員に対して雇用の申入れを行ってはならない。

(従事状況等の報告)

第13条 応援先は、応援期間中の毎日、応援職員の応援業務への従事の状況等について、応援元に報告するものとする。

2 応援元は、応援職員の応援業務への従事の状況等について、必要に応じ、応援先に報告を求めることができる。

(応援の中止)

第14条 応援期間中において、応援先における職員の不足が解消したときは、応援先は、応援元に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において、応援元は、応援先に応援の中止を請求することができる。

2 応援元において感染症の発生により職員に不足が生じたとき、又は応援元が天災その他の不可抗力によって重大な損害を受けたときは、応援元は、応援先に応援の中止を請求することができる。

3 前2項の規定により応援の中止を請求するときは、応援元は、応援を中止する日及び応援を中止する応援職員を明らかにするものとする。

(協定の解除)

第15条 応援元又は応援先は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの協定を解除することができる。

(1) 応援期間内にこの協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この協定の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) その他協定上の義務を履行しないと認められるとき。

(損害賠償)

第16条 応援業務の実施につき、応援職員が故意又は過失により応援先又は第三者に損害を与えた場合は、応援元が賠償責任を負うものとする。ただし、当該損害が応援先の助言（必要な助言をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該損害が、応援職員の故意又は過失と、応援先の助言との双方に起因するときは、応援元及び応援先は、協議して当該損害の負担割合を定めるものとする。

(その他)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた事項については、応援元及び応援先は、誠意を持って協議するものとする。

この協定の証として本書2通を作成、応援元、応援先が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 応援元 (住所)  
(法人名)  
(代表者名)

印

乙 応援先 (住所)  
(法人名)  
(代表者名)

印

(別表)

|         |         |       |       |    |  |
|---------|---------|-------|-------|----|--|
| 応援職員の氏名 |         |       |       |    |  |
| 応援職員の職種 |         |       |       |    |  |
| 応援業務    |         |       |       |    |  |
| 従事場所    |         |       |       |    |  |
| 応援日     |         | 就業時間  | 休憩時間  | 休日 |  |
| 1日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 2日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 3日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 4日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 5日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 6日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |
| 7日目     | 月 日 ( ) | : ~ : | : ~ : |    |  |

- 注 1 「従事場所」欄は、できるだけ具体的に記入する（建物名、階数等）。
- 2 応援期間が7日間を超える場合は、適宜、欄を追加する。
- 3 応援日のうち休日に当たる日については、「休日」欄に「○」を記入する。